

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②事業者情報

名称：社会福祉法人コイノニア協会 夜間保育所 ふくろうの家	種別：保育所
代表者氏名：村上 出	定員（利用人数）：20名（24名）
所在地：松山市久万ノ台173番地	TEL 089-911-0336

③実地調査日

平成26年1月14日（火） ～ 15日（水）

④総評

◇特に評価の高い点

夜間保育所ふくろうの家は、コイノニア協会の理念を基本に夜間保育施設として平成16年に設立される。夜間保育所という特性を生かし、保護者の子育て支援と子どもの育ちに合わせ、安心して過ごしながらいより豊かな体験をする等、常に物的・人的環境を見直し夜間保育の充実に取り組んでいる。

平成21年2月に続き、今回、全職員でさらなる保育サービスの充実と維持・向上に向けて取り組み、2回目の受審をしたことは高く評価できる。

園長自らが「子ども子育て会議」をはじめ様々な会議に参画し、地域の福祉や保育動向の把握に努め職員に周知したり、研修で得たことや定期的な自己評価を全体の課題意識につなげ、積極的に検討・改善する体制が構築されている。

◇改善を求められる点

中・長期の展望は明示されており、年度ごとに具体的な取り組みがなされているが、今後、中・長期における目標や展望に対する達成年度や数値目標等、具体的な計画の策定と明示が望まれる。

保育業務等、各種マニュアルの文書化により、サービスの標準化が望まれる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価受審に際し、マニュアルを含む保育の全体を見直す機会を得たことを収穫に思います。自己評価では、項目に沿って個々の内容を吟味し、新たな課題も得られました。

また、訪問調査では課題への取り組みのヒントを得ることができ、反面現状の保育に自信を深める機会ともなりました。

今後、得られた課題については真摯に取り組みを進めてまいりたいと思います。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

法人と保育所の理念及び理念に基づく基本方針が確立され、法人のホームページやパンフレットにおいて明示されている。

職員採用時に「コイノニア法人教育の心得」他、必要な資料を配布したり、年間にわたりクラス単位で読み合わせを行う等、周知に向けて継続した取組みが行われている。

保護者には入園のしおりを配布した上で説明をしている。

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

事業計画は職員の意見をリーダーがまとめ、園長・主任・事務員で検討・策定し、理事会承認後に職員に周知されている。また、事業計画を反映した行動計画等を保護者に配布したり、ホームページで公表している。

中・長期計画は、単年度の事業計画の中に福祉の動向やニーズをとらえた展望は明示されているが、今後、3～5年を視野に入れた中・長期計画の具体的な策定が望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。		Ⓐ・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。		Ⓐ・b・c

所見欄

園長は、入園式において保護者に施設運営の責任者として表明し、各種マニュアルにおいても責任・役割が明文化されている。

県や市及び各種団体や研修会で取得した情報は、職員に速やかに提供するよう努めている。

「スキル向上委員会」「ケース会議」等において、保育の質の向上に指導力を発揮するとともに、日常的に職員との意見交換をしたり職員の気づきを大切にしながら、保育環境の整備や労務環境改善に力を注いでいる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。		Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。		Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。		a・b・Ⓒ

所見欄

「社会福祉法人経営者協議会」「子ども子育て会議」及び国や県からの情報を得る等、事業経営をとりまく環境を的確に把握している。

定期的に経営状況を分析し、改善すべき課題について職員に周知している。

ホームページで決算書を開示するなどの取組みは行っているが、外部監査は実施されていない。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。		Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。		Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。		Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。		Ⓐ・b・c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・ b ・c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・ b ・c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c

所見欄

<p>当法人の人事考課規程に基づき、年2回の人事考課を行ない職員にフィードバックされている。</p> <p>育児・介護休暇等に関する規則規程は整備され、年休消化率も100%に近い状態である。また、福利厚生センターにも加入している。</p> <p>職員は、質の向上やスキルアップを目指した研修に参加し、復命書で報告をしている。職員の意向を把握しながら研修に参加させてはいるが今後、基本姿勢を明示された年間研修計画の策定を期待したい。</p> <p>実習生の受入れは積極的に行われているので、今後は受入れに関する方針・意義の明文化やマニュアルの整備が望まれる。</p>

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a ・b・c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a ・b・c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a ・b・c

所見欄

<p>緊急時及び各種災害時対応マニュアルを整備し、平素から訓練を実施したり食料等の備蓄をする等、園児の安全確保のための取組みが積極的に行われている。</p> <p>定期的に安全点検を実施し、危険個所の早期発見や修繕を行い適切な環境が維持されている。</p> <p>事故発生時は原因や対策を検討、職員に周知し安全管理に努めている。今後、ヒヤリハットの記録をする等、職員の気づきやリスクの共有化に期待したい。</p>

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a ・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a ・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c

(保育所版)

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>地域の警察署や消防署の訪問、老人施設や小・中学校との交流、職場体験・ボランティア受入れを行う等、地域とのかかわりを深めている。</p> <p>地域の様々な関係機関をリスト化し連携を持つとともに、地域の福祉ニーズに基づき事業・活動が適切に行われている。</p> <p>今後、職場体験やボランティア受入れのマニュアルの整備が望まれる。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>法人の基本理念や保育理念の中に基本姿勢は明示され、一人ひとりの子どもを尊重した保育が行われている。また、当法人の個人情報管理規程に基づき、日常の個人情報の取扱いに十分配慮されている。</p> <p>相談受付体制を確立するとともに、日常的に保護者が話しやすい環境づくりを心がけ、希望や意見を把握して迅速な対応をしている。</p> <p>利用者権利擁護規程として苦情解決の仕組みが確立され、保護者には入園式で周知が図られている。また、苦情への対策は内容を検討の上、ホームページで公表されている。</p>

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

所見欄

第三者評価受審や定期的な自己評価を行い、結果については、園長・主任保育士で検討したり、緊急会議を開催して改善策を検討する等、保育の質の向上に向けて積極的な取組みをしていることを高く評価したい。

利用者に関する情報は的確に記録・管理され、必要な情報の共有化が図られている。様々な保育場面での標準的な実施方法についての文書化が望まれる。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

ホームページで園の情報を提供したり、見学を積極的に受け入れ施設案内やパンフレット等で紹介している。

サービス開始時には、入園のしおり等で必要な情報を説明し同意を得ている。また、事業所の変更や家庭への移行については、サービス終了後も継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c

所見欄

アセスメントの手順・様式は定められ、保護者の意向や子どもの生育歴等は個別に具体的に記録されている。

保育課程に基づき、個々の発達状況に即した実施計画は策定され、評価・見直しについては毎月行われている。

年度末及び年度始めには、発達状況や健康状態、養育環境等も考慮した評価・見直しが行われている。

A-1 保育所保育の基本

1-(1) 養育と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発育過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実情に即した保育課程を編成している。	a・ b ・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
A-1-(1)-③ 1、2歳児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮している。	a ・b・c

所見欄

保育課程は、保育指針に基づき発育過程を踏まえて編成されている。今後は、保育所の方針や目標及び、地域や家庭状況、長時間保育の特性に考慮した保育課程の見直しに期待したい。

一室で保育をする中、各年齢に応じた保育や異年齢交流の利点を生かし、生活や遊びの環境を整え、ゆったりと過ごせるように配慮されている。

多校区からの園児受入れの中、就学前保育計画に基づき就学への期待が高まるよう、今後、各小学校との積極的な連携が検討されている。

1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人物・物的環境が整備されている。	a ・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会と関わられるような人的・物的環境が整備されている。	a ・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a ・b・c

所見欄

定期的な安全点検や衛生管理を行いながら、スペースの確保や保育の方法を工夫し、子ども達が心地よく過ごせるよう配慮されている。また、個々の家庭環境を把握し、子どもの心に寄り添いながら優しくゆとりのあるかかわりがされている。

園庭は全面砂場で、砂遊びや泥遊びが日常的に存分のできる環境が整備され、地域環境を生かした社会体験や自然体験がより多くできるよう、人的・物的環境の整備が図られている。

絵本・紙芝居の読み聞かせ、音楽など様々な表現活動が主体的にできるよう可能な限り環境を整え、子ども達の作品は掲示・展示するなど大切に扱われている。

同じ空間の中で自然な異年齢交流があり、生活や遊びに相乗的な保育効果が生まれている。

(保育所版)

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c

所見欄

全職員による自己評価と、毎月「ケア内容チェック表」をつけ、一人ひとりが保育を振り返り改善や専門性の向上に努められている。
自己評価やチェック表は園長・主任が確認し、内容により職員会議や代表者会等で改善に向けての取組みがされている。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

所見欄

夜間保育実施にあたり、職員間の連携を持ちながら保育の内容や方法に配慮されている。
保護者からその日の子どもの様子を聞き取り、一人ひとりの生活リズムを把握したうえで、子どもの心を受容しながらきめ細やかな保育がされている。
現在、障害児はいないが、いつでも受け入れることができるように、医療機関・専門機関との連携をもち体制づくりに努めている。

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

所見欄

健康管理のマニュアルや保健計画が作成され、全職員共通理解のもと一人ひとりの子どもの健康管理を行い、必要に応じて保護者と相談しながら柔軟な対応がされている。
育ちを把握しながら食事の量を調節したり、ゆったりとした雰囲気の中で食事を楽しむことができるように配慮されている。園内での野菜づくりや収穫を保育に取り入れる等、食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置付けられている。
年2回の歯科・内科健診は保護者からの問診票をもとに実施され、結果については文書と口頭で保護者に伝えている。

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>アレルギー疾患を持つ子どもに対し、医師からの意見書に基づき、栄養士が保護者と定期的な話し合いをするとともに、他児との食事に差異がないよう栄養や見た目等に配慮し、食事の提供がされている。</p> <p>「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基本にして、保育現場の衛生管理マニュアルを作成し、職員会議で読み合わせを行うなど周知徹底に取り組んでいる。</p>

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・Ⓑ・c

所見欄

<p>食育アンケート、展示食やレシピの配布、給食試食会を実施して、保護者が食育に対する関心を持てるような取り組みが行われている。</p> <p>日常的に保護者と気軽に話し合い、連絡ノートを活用等で保護者支援が行われている。また、個別懇談会や保育参加を実施し、保育に関する共通理解が得られるよう機会を設けている。</p> <p>今後、虐待対応マニュアル等の整備が望まれる。</p>
